

**【参考資料】環境効果の算定に関する留意事項（『熊本県サーキュラーエコノミー認証制度実施要綱第5条第1項に規定する認証品目及び認証基準』内の資料です。環境効果の算定にあたって、参考としてください。）**

- 1) 従来の製品（従来の仕組み）にも認められている環境効果については、申請における環境効果には含めません。
  - 2) 環境効果の算定に当たって使用する「従来の製品」「従来の仕組み」とは、基本的に申請者が申請書に記載した製品、サービス事業の中で、環境配慮設計を行う前の製品、当該サービスを提供する前の仕組みを使用してください。ただし、認証（認証の更新含む）にあたっては、申請時における他社の県内流通品、サービスと比較した時に、環境効果が認められるか、という点も考慮しますのでご了承ください。
  - 3) 製品の製造から廃棄までのライフサイクルの中のいずれかの段階、もしくは、サービス全体のサイクルの中の一部の段階で環境効果が認められれば認証基準を満たすものとします。
  - 4) 廃棄物発生量、循環利用量、天然資源物の使用量、温室効果ガス発生量の算定の方法について、特に指定はしていませんが、「従来の製品、従来の仕組み」と「申請する製品、サービスの環境効果」の算定方法は統一してください。特に算定に当たって同一のデータベースを使用することが重要です。
    - ・算定方法については、環境省が公開している以下の資料を参考にしてください。  
「3R原単位の算出方法」  
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/19747.pdf>  
温室効果ガス排出量の算定方法・排出係数一覧  
<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>
    - ・申請書に環境効果を記載する際は、どの段階（ステージ）で認められる効果を記載しているのかを明示してください。
    - ・循環利用量は中間処理で発生する残渣量まで考慮して算定をしてください。
- 例) 廃プラスチック（1000t）⇒リサイクル施設（洗浄、破碎の工程を経て、900tをペレット化し、プラスチック原料化、100tの残渣は焼却処理）  
この場合は、循環利用量は、リサイクル施設に搬入した1000tではなく、ペレット化された900tとなる。
- 5) 天然資源物の使用量と温室効果ガス発生量については、定量的に示すことが難しい場合（具体的な数字の算定が難しい場合）は、定性的に量が増加しないことを示してください。
  - 6) 廃棄物発生量、循環利用量、天然資源物の使用量、温室効果ガス発生量についていずれかが認証基準を満たさない場合においても、総合的に優れた環境効果が認められる場合は基準に適合しているとみなすことも可能です。
  - 7) 本留意事項に記載した環境効果の算定方法については、算定方法の社会的普及状況等を踏まえながら、将来的に精度のレベルアップ（例えば、スコープ3まで含んだ温室効果ガス算定 など）に向けて適宜見直しを図るものとします。